



## 診療所のみなさまへ

# 感染症法に基づく 医療措置協定の締結について

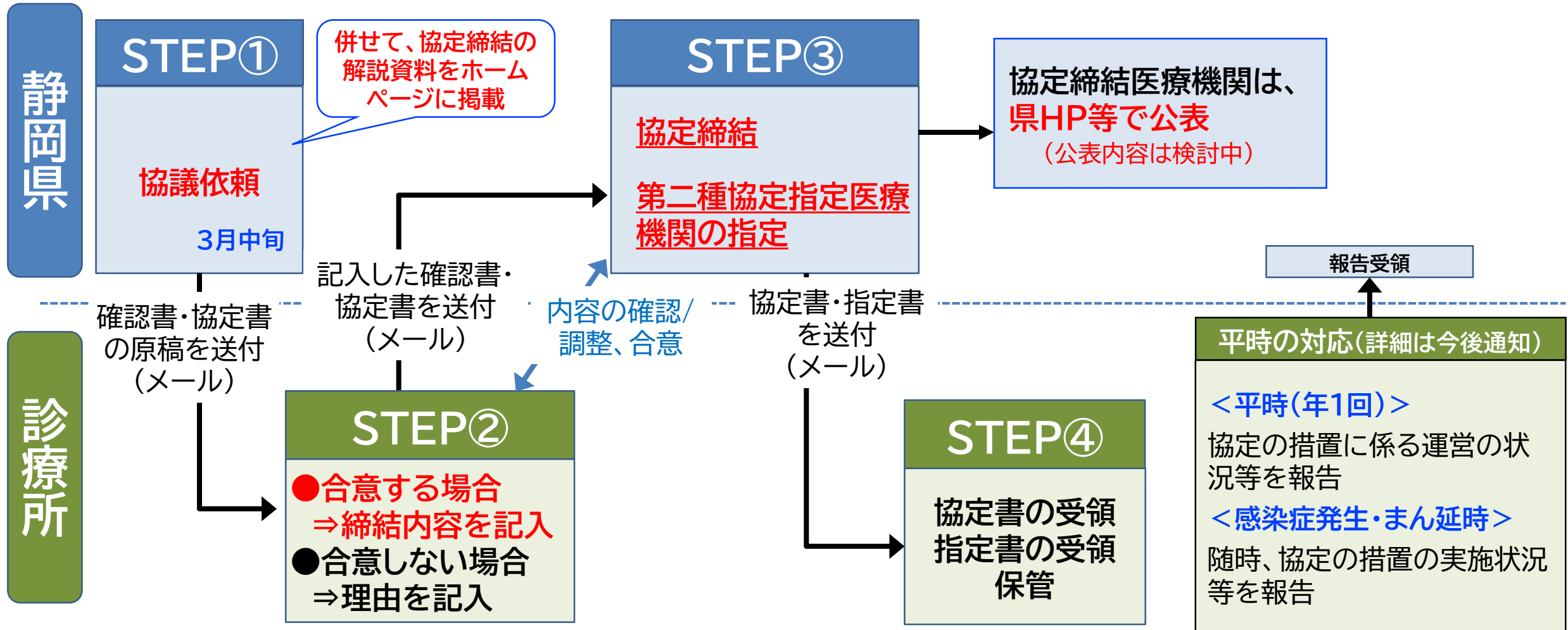
## 4 医療措置協定の締結方法

# 4 医療措置協定の締結方法

- 4-1 医療措置協定の締結の流れ、平時の対応
- 4-2 回答様式の作成の流れ
- 4-3 提出(問合わせ)先/提出方法
- 4-4 提出後の対応
- 4-5 よくある質問
- 4-6 各種資料の掲載アドレス

# 4-1 医療措置協定の締結の流れ、平時の対応

すべての行程を、原則、電子メールでやりとり（署名/押印は不要）



- 協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日まで(予定) ※申し出が無い場合、同一条件により3年間更新(以降も同様)
- 医療機関の事情等の変更があれば、随時、協定の変更及び協定の解除の申し出は可能

## 4-2 回答様式の作成の流れ

### ●作成をお願いする医療機関

以下の医療機関には、県から直接協議を依頼しています。必ず御回答をお願いします。

- ①R5.9の意向調査で「現時点では締結は可能と考える」と回答した医療機関
- ②現時点で、「外来感染対策向上加算」を算定している医療機関

※県から直接協議を依頼していない医療機関（意向調査で「締結は困難」と回答、他）においても、今回締結の意向がある場合は、回答様式の提出をお願いします。

### ●回答様式の作成の流れ

- ・回答様式は、一つのファイルに、以下のシートがあります  
（1）確認書 （2）協定書（医療措置等の内容）
- ・医療措置協定に合意いただく場合は、両方のシートに必ず記入してください

★まずは、「(1)確認書」から、必ず記入してください

⇒「(1)確認書」の記入内容により、  
「(2)協定書（医療措置等の内容）」の記入項目が反映されます

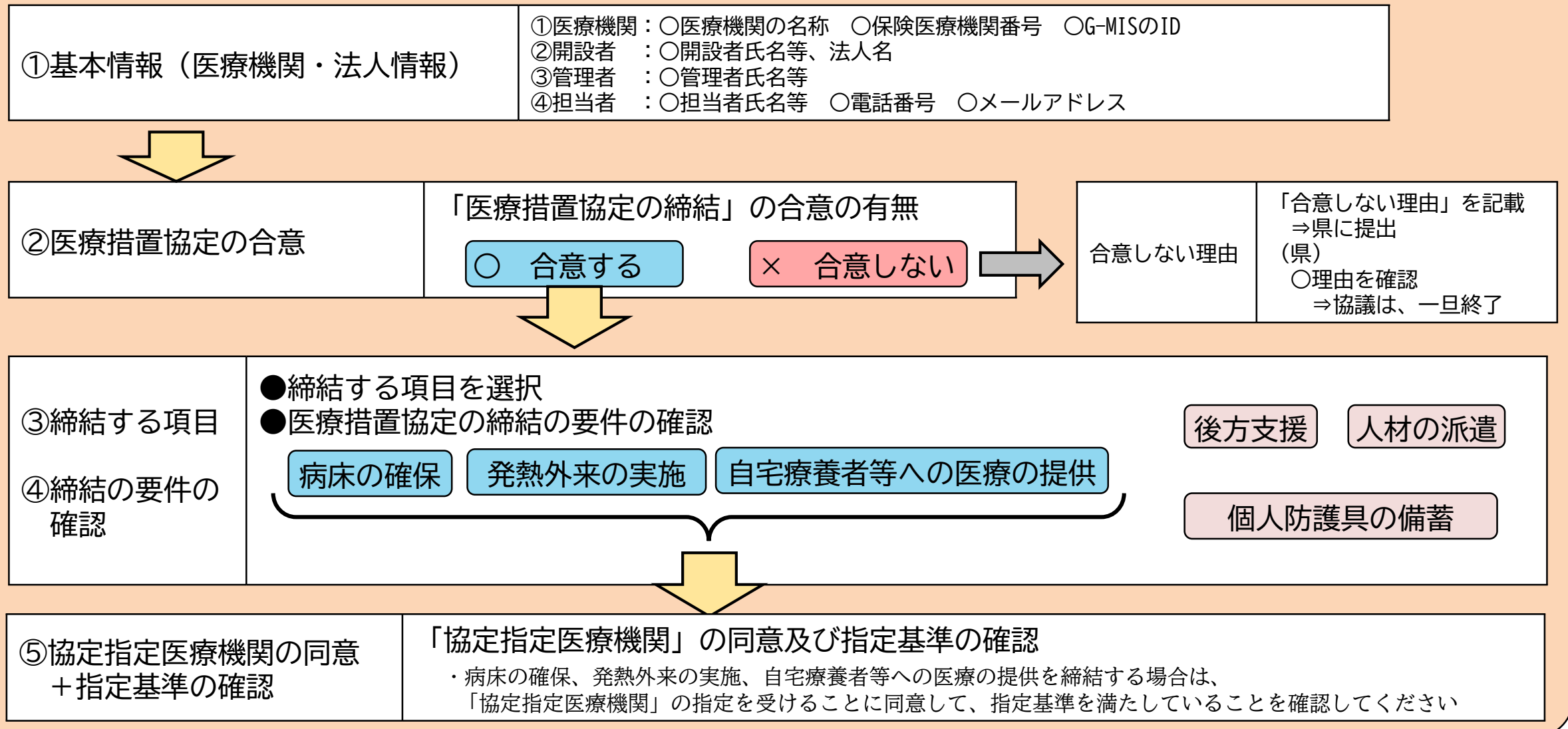
★次に、「(2)協定書（医療措置等の内容）」で、該当する項目を記入してください

### ●両シートを記入後、回答様式のデータを、メールで提出してください

# 4-2 回答様式の作成の流れ【続き】

様式の記入上の注意は、  
回答様式の回答欄の右側に、記載してあります。  
記入の際に、御確認ください。

## (1) 『確認書』のシート



# 4-2 回答様式の作成の流れ【続き】

様式の記入上の注意は、  
回答様式の回答欄の右側に、記載してあります。  
記入の際に、御確認ください。

## (1) 『確認書』のシート（続き）

⑥ 「流行初期医療確保措置」  
の基準の確認

「流行初期医療確保措置」の確認

・ 「流行初期医療確保措置」の基準に該当するかを確認

「流行初期医療確保措置」の基準に該当⇒する

「流行初期医療確保措置」の基準に該当⇒しない

「流行初期医療確保措置」の基準に該当することを説明する診療体制等を記入  
※必要により、診療所の図面/写真等を添付

## (2) 『協定書（医療措置等の内容）』のシート

⑦ 協定締結の内容

● 協定を締結する項目ごとの、詳細を記載

『協定書（本文）』は記入不要です

- 「協定書（本文）」は、医療機関では記入不要です
- 「確認書」及び「協定書（医療措置等の内容）」の記入内容に基づき、県で作成します

## 4-3 提出(問合せ)先/提出方法

回答様式『医療措置協定確認書・協定書(★診療所名)』のファイルを、静岡県に提出  
※(★診療所名)に診療所名を記入

【提出方法】原則、**電子データをメールで送付**

※メールの送付が難しい場合、郵送も可

【提出(問合せ)先】

メールアドレス	kansen-kyoutei@pref.shizuoka.lg.jp ※アドレス中の「lg」は、アルファベット小文字の「エル・ジー」です。				
郵送先	〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 <table border="1"><tr><td>宛先</td><td>○R6.3.29まで： 静岡県 感染症対策局 新型コロナ対策推進課</td></tr><tr><td></td><td>○R6.4.1から： 静岡県 医療局 感染症危機対策室</td></tr></table>	宛先	○R6.3.29まで： 静岡県 感染症対策局 新型コロナ対策推進課		○R6.4.1から： 静岡県 医療局 感染症危機対策室
宛先	○R6.3.29まで： 静岡県 感染症対策局 新型コロナ対策推進課				
	○R6.4.1から： 静岡県 医療局 感染症危機対策室				
電話番号	054-221-2727				

※メールアドレス及び電話番号は、4月以降も変更はありません

御質問等は、できるだけ**メール**でお願いします。

## 4-4 提出後の対応

### 提出後の県の対応

スケジュール (予定)	対応内容	対応内容 詳細
回答期限後、 概ね2か月程度	内容の確認/ 修正	<ul style="list-style-type: none"><li>●記入内容について、確認修正等が必要な項目や修正等の必要がある場合は、県から医療機関に連絡(メール又は電話)して、確認等を行います。</li><li>●修正等が無い場合も、協定書の案を送付して、御確認いただきます。</li></ul> <p>※令和6年4月1日以降に、<b>新たに「外来感染対策向上加算」の届出を行う場合</b>は、協定締結の時期等について適宜対応するので、個別にご相談ください</p>
回答期限後、 概ね3か月程度	協定書(完成 版)の送付	<ul style="list-style-type: none"><li>●内容を確認後、県と医療機関で内容の合意ができれば、完成版の協定書(「本文」及び「医療措置等の内容」)を、各医療機関あて送付します</li><li>●協定書は、原則、データ形式でお送りします。 ※署名/押印は不要です</li></ul>



## 4-5 よくある質問

Q	A
協議の依頼を受けたら、必ず協定を締結する必要がありますか？	<p>協定の締結の可否については、必ず御回答をお願いします。 令和5年9月の意向調査で「協定の締結は可能」と御回答いただいた場合でも、必ず協定を締結する必要はありません。 協定の締結ができない場合、その理由を確認書で御回答ください。</p>
協定を締結したら、締結した協定の内容を必ず実施する必要がありますか？	<p>新興感染症等が実際に発生した場合には、感染症の性状、医療機関の規模や機能、地域の医療提供体制の状況等を十分に勘案して<u>要請の必要性を判断し、専門家等の意見を聴取の上、段階的に要請を行います。</u> 感染症の性状や、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況、物資等の確保状況などが、<u>事前の想定とは大きく異なる事態の場合は、国がその判断を行い、機動的に対応します。</u></p>
協定締結事項を実施しなかった場合、ペナルティはありますか？	<p>知事は、感染症法等に基づく措置（勧告、指示、公表）を行うことができますが、一方的に実施するのではなく、まずは、<u>医療機関等と話し合いに基づく調整を行います。</u> 協定締結事項を実施していないと認められる場合でも、医療機関内の感染拡大等により、医療機関内の人員が縮小している場合等、<u>正当な理由があると県が判断する場合には、この措置（勧告等）を行うことはありません。</u></p>
「外来感染対策向上加算」の届出をするには、どんな手続が必要ですか？	<p>「協定指定医療機関」の指定を受ける必要があります。 医療措置協定を締結し、指定の基準を満たすこと、及び指定を受けることについて、開設者の同意をお願いします。県から、協定書と同時に指定書を送付します。</p>

## 4-6 各種資料の掲載アドレス

### ●各種資料のホームページの掲載アドレス

静岡県ホームページ 「医療措置協定 診療所関係/感染症対策連携協議会 診療所部会」



※ホーム > 健康・福祉 > 疾病対策・感染症 > 感染症対策 > 感染症対策全般 >  
医療措置協定等 > 医療措置協定 診療所関係

#### 【検索方法】

「静岡県 医療措置協定 診療所」⇒「医療措置協定等」のページから、「診療所関係」

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shippeikansensho/kansensho/1003073/1056691/1056565.html>